

和光南特別支援学校いじめ防止基本方針

平成26年3月24日策定

平成26年 4月1日施行

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

(2)本校の基本認識

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学部・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

(3)いじめ防止のための取組

上記の考えをもとに、具体的な取組として次の5点を挙げ、第2項でその詳細を述べる。

ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

イ 児童生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ウ いじめの早期発見・早期解決のために、様々な取組を行う。

エ 学校と家庭とが協力・連携していじめの防止、解決を図る。

オ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力・連携して、解決を図る。

2 いじめの防止のための取組

(1)いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア 児童生徒の主体的な取り組みを行う。

人権作文や人権標語などへの応募や掲示を通じて、人権意識を高めることによっていじめを行わない環境づくりを行う。

イ 毎年11月をいじめをなくす強調月間とする

埼玉県の実策である11月の「いじめ撲滅強調月間」において、研修会などを実施する。

ウ ネットいじめへの対応

いじめの温床ともなっている携帯電話やインターネットの使用について、発達段階に応じて指導を行い、保護者への啓発活動を行う。さらに、必要に応じてネットパトロールを実施する。

(2)児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 一人ひとりが活躍できる学習活動

(ア) 毎日の学習活動では、発表形式や役割分担のある授業形態、それ以外の教育活動では、係りや班長などの役割を果たすことによるなど、児童生徒一人ひとりが、学級や学年において活躍する機会を増やす。

(イ) 児童生徒の自発的な活動を支える係活動や委員会、部活動、就労を意識した作業班などの活動を充実させる。

(ウ) 運動会やたけのこ祭り、修学旅行や宿泊学習などの学校行事で、お互いに協力し合い、助ける教育活動を推進する。

イ 人との関わり方を身に付けるための学習活動

朝の会や帰りの会、自立活動、その他学習活動等において人間関係を形成するための学習を行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせる。その中で認められる自分が存在することを感ずることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができる。

ウ 安心して自分を表現できる個別の支援計画の作成

個別の教育支援プランA・Bなどにおいて、個々の課題を明らかにし、見通しをもって学習に取り組める教育活動を実施する。

エ 人とつながる喜びを味わう体験活動

人と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる力の育成と、人間関係づくりを行うことでコミュニケーション力を教育活動全体をとおして育成する。また、特別活動における体験活動を推進する。

(3) いじめの早期発見・早期解決のために、様々な取組を行う。

ア いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

(ア) 「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

(イ) おかしいと感じた児童生徒がいる場合には担任相互、学部学年会や指導部会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童生徒を見守る。

(ウ) 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童生徒や保護者に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、個別相談や教育相談などで当該児童生徒・保護者から悩み等を聞き、早期解決を図る。

(エ) 「いじめに関するアンケート」を必要に応じて行い、児童生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

イ いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(ア) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

(イ) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

(ウ) 傍観者の立場にいる児童生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

(エ) いじめの解決に際して「彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』」を活用する。

(4)学校と家庭とが協力・連携していじめの防止、解決を図る。

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ 学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。

(5)学校内だけでなく各種団体や専門家と協力・連携して、解決を図る

ア 必要に応じて、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

イ いじめられている児童生徒の心の傷を癒すために、養護教諭や臨床心理士、その他専門機関との連携を取りながら、指導を行っていく。

ウ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

エ いじめに起因する犯罪防止のため、必要に応じて警察と連携して対処する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1)学校内の組織

ア 「指導部会」

月1回各学部で問題傾向を有する児童生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通した指導についての話し合いを行う。

イ 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、指導部長、養護教諭、当該学級担任、必要に応じて臨床心理士等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

ウ 「教育相談」

臨床心理士の派遣日の中で、問題を抱えている児童生徒及び担任についての相談を行い、その後、必要に応じて情報共有を行い、問題解決のきっかけとする。

(2)重大事態及び緊急時の対応等

いじめによる重大事態及び緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に「緊急いじめ防止対策委員会」を開き支援体制をとるなどの問題解決にあたる。

また、埼玉県教育委員会からの指示がある場合は調査・報告を行う。併せて、児童生徒・保護者に対して適切な時期に説明を行う。

5 その他

いじめ防止についてのさまざまな取組について、学校評価における「生徒指導」の中に位置づけることにより、PDCAサイクルをもちこむことで、その検証・改善を図る。